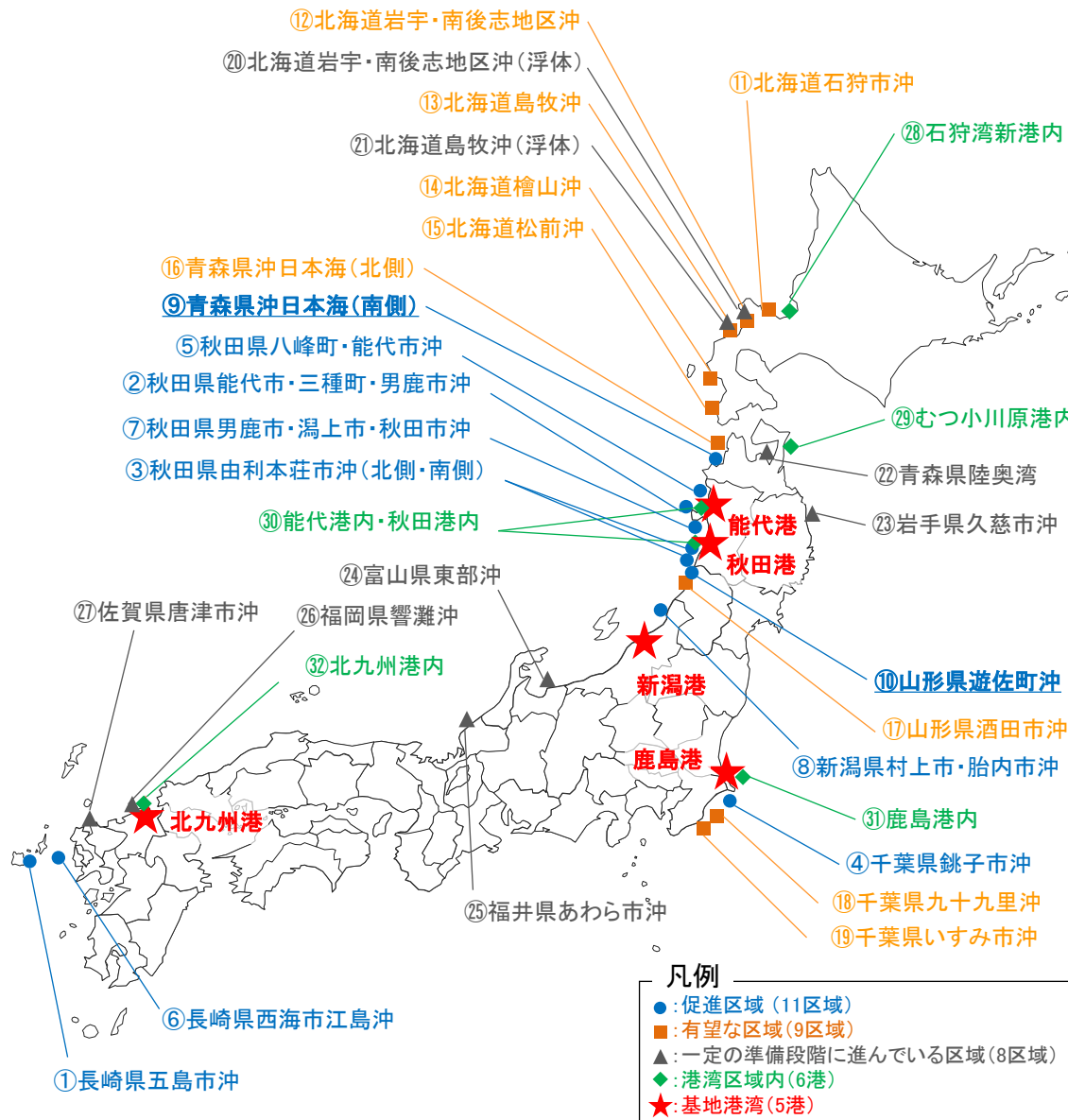


国家戦略特区ワーキンググループ ご説明資料

令和6年4月11日
国土交通省 海事局



※太字下線は令和6年1月に新たに公募開始した区域

区域名	
促進区域	事業者選定済
	①長崎県五島市沖
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
	③秋田県由利本荘市沖(北側・南側)
	④千葉県銚子市沖
	⑤秋田県八峰町・能代市沖
	⑥長崎県西海市江島沖
	⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖
	⑧新潟県村上市・胎内市沖
	⑨青森県沖日本海(南側)[事業者公募中]
⑩山形県遊佐町沖[事業者公募中]	
有望区域	⑪北海道石狩市沖
	⑫北海道岩宇・南後志地区沖
	⑬北海道島牧沖
	⑭北海道檜山沖
	⑮北海道松前沖
準備区域	⑯青森県沖日本海(北側)
	⑰山形県酒田市沖
	⑱千葉県九十九里沖
	⑲千葉県いすみ市沖
	⑳富山県東部沖
港湾区域内	㉑北海道岩宇・南後志地区沖(浮体)
	㉒北海道島牧沖(浮体)
	㉓青森県陸奥湾
	㉔岩手県久慈市沖
	㉕福岡県響灘沖
港湾区域内	㉖佐賀県唐津市沖
	㉗北九州港内
	㉘新潟港内
	㉙鹿島港内
港湾区域内	㉚石狩湾新港内(R6.1運転開始)
	㉛むつ小川原港内
	㉜能代港内・秋田港内(R5.1全面運転開始)
港湾区域内	㉝北九州港内
	㉞北九州港内

領海・内水

① 法定協議会

- ・ 経産大臣、国交大臣、自治体等による利害関係調整



② 促進区域の指定

- ・ 経産大臣、国交大臣による促進区域の指定



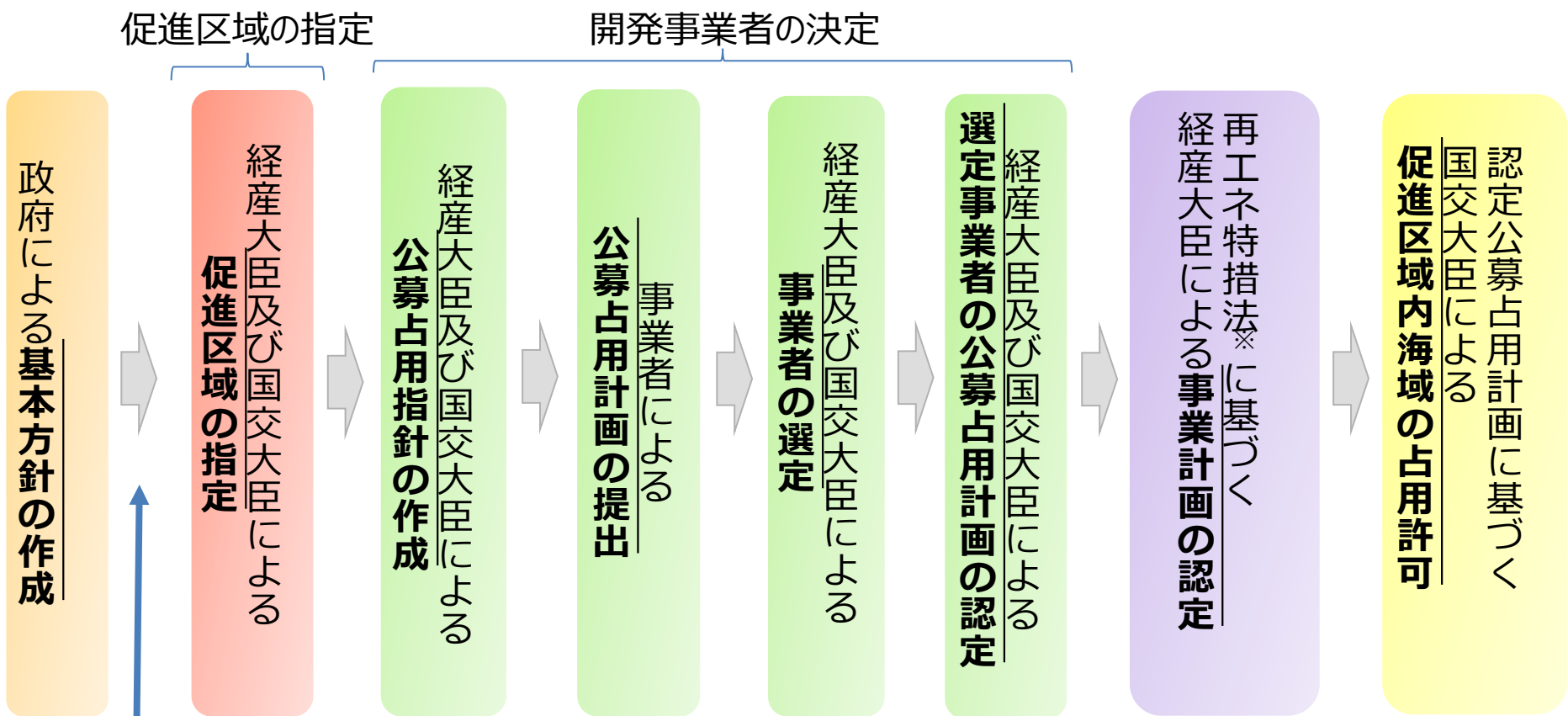
③ 事業者の選定

- ・ 経産大臣、国交大臣による事業者の選定



④ 海域の占用許可

- ・ 国交大臣による選定事業者への海域の占用許可



経産大臣及び
国交大臣による
区域の状況の調査

区域指定案の
公告・縦覧

農水大臣、環境大臣等の
関係行政機関の長への協議

法第9条第1項に基づ
く協議会の意見聴取

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

海底地形・地盤調査

海底地形・底質の調査

- 調査船は我が国に複数存在
- 浅海域であれば小型船で海底地形・底質の調査を実施可能

海洋エンジニアリング
「第一開洋丸」



海底地盤の調査

- 着床式の基礎工事のための地盤調査には檣付の船舶が必要

深田サルヴェージ建設
Poseidon 1



基礎・風車の輸送

基礎・風車の輸送

- 大型重量物である風車の基礎構造物、ブレード等は、大型台船が利用される。

寄神建設
「神-25000Ⅱ」



- 今後は、十分な長さで耐荷重を有する貨物スペースと、大型のクレーンを搭載した重量物運搬船の需要も見込まれる。

NYKバルク・プロジェクト
「MV KATORI」



基礎・風車の設置工事

着床式の設置工事

- 現在、国内のSEP船は、5隻(非自航式3隻、自航式2隻)存在。追加で2隻転籍(自航式)される予定。
- 今後、海外船舶の船籍変更や新造により増加見込み。

清水建設「BLUE WIND」



大林組「柏鶴(はっかく)」



浮体式の設置工事

- 曳船や起重機船を使用。
- 国内に利用可能な船舶が多数存在するが、運用限界気象の制限は厳しい。

電力・通信ケーブル敷設工事

ケーブル敷設

- 電力ケーブルの敷設のためには、回転式のケーブルタンクを有する敷設船が必要
- 我が国には、非自航のバージと通信ケーブル敷設用型、電力・通信ケーブル両用型の自航式ケーブル敷設船がそれぞれ存在。

日本サルヴェージ「開洋」



国際ケーブルシップ
「KDDIオーシャンリンク」



国際ケーブルシップ
「KDDIケーブルインフィニティ」



維持管理

作業員・物資の移送

- 作業員の移送のために用いられるCTV(Crew Transfer Vessel)は、通常の通船と同様の小型船を使用。
- 離岸距離がある海域に多数の風車が存在する欧州では維持管理専用船の需要が発生。同船は工事にも使用。

みらい造船が開発したCTV



欧州のSOV
(Service Operation Vessel)



SEP船名	出典:各社HP	船籍	自航・非自航の別	投入時期	備考(今後の投入予定)
五洋建設 CP-8001		日本	非自航	2018年12月	北九州市響灘沖
Seajacks Japan (丸紅等) Zaratan		日本	自航	2021年4月	秋田港・能代港
清水建設 BLUE WIND		日本	自航	2022年10月	富山県沖
五洋建設等 CP-16001		日本	非自航	2023年3月	北九州市響灘沖
大林組 柏鶴(はっかく)		日本	非自航	2023年4月	未定

○ 国家主権・経済安全保障の観点から、自国内の貨物又は旅客の輸送は、自国の管轄権の及ぶ自国籍船に委ねるべきとの国際的な慣行として確立した制度。

○ 船舶法(抄) (明治三十二年法律第四十六号)

第三条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

	アメリカ	カナダ	フランス	ドイツ	イタリア	スペイン	中国	韓国	日本
カボタージュ 規制	あり	あり	あり※	あり※	あり※	あり※	あり	あり	あり

※ EU加盟国籍の船舶は、EU域内における輸送が可能。

○ 海洋基本計画(閣議決定)において、カボタージュ制度の維持を明記。

➤ 第3期海洋基本計画(抜粋) (平成三十年五月十五日閣議決定)

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 海洋の産業利用の促進

(3) 海上輸送体制の確保

イ 内航海運

○安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。

➤ 第4期海洋基本計画(抜粋) (令和五年四月二十八日閣議決定)

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

5. 海洋の産業利用の促進

(3) 海上輸送体制の確保

イ 内航海運

○安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。

衆議院

◎海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和三年四月十六日 衆議院国土交通委員会)(抜粋)

七 カボタージュ規制については、国内海運産業の安定的な海上輸送体制の確保の観点から、今後ともこれを堅持すること。

参議院

◎海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和三年五月十三日 参議院国土交通委員会)(抜粋)

六 カボタージュ規制については、国内海運産業の安定的な海上輸送体制の確保の観点から、今後ともこれを堅持すること。

船舶法第三条但書きに基づく沿岸輸送の特許に係る審査基準

- ① 当該沿岸輸送が、我が国における安定輸送の確保等の観点から支障を生ずるものではないこと。
- ② 日本の海上運送事業者による物品又は旅客の輸送に支障を生ずるものではないこと。
- ③ 他法令に反しないこと。

船舶の国籍

日本籍船

外国籍船

乗組員の国籍

日本人

外国人

日本籍船と外国籍船の場合の違い

		内航船	外航船	
		日本籍船	日本籍船	外国籍船
乗組員	船員 (操船に 関与する)	日本人のみ	外国人も可 <small>外国人材を活用しないと事実上業務ができない特殊な船舶を対象に「60日ルール」を適用し、在留資格を得ず、本邦内で外国人材を活用</small>	外国人
	非船員 (操船に 関与しない) <small>風車の設置作業等に従事</small>	外国人も可	外国人も可	外国人

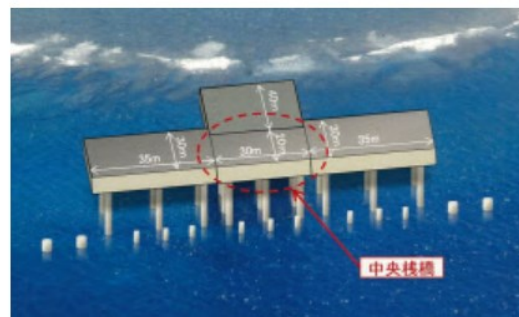
沖ノ鳥島で栈橋転覆、5人死亡2人不明 設置作業中

2014年3月30日 21:33

30日午前7時半ごろ、沖ノ鳥島（東京都）の港湾係留施設の建設現場で、設置作業中の栈橋が転覆、作業員16人が海に投げ出され、5人が死亡、2人が行方不明になった。他の9人は救助され、うち4人が軽傷を負った。第3管区海上保安本部（横浜市）は巡視船と航空機を現場に派遣し、業務上過失致死傷容疑を視野に事故の詳しい状況を調べる。



沖ノ鳥島の港湾係留施設建設現場で傾く浮栈橋（30日、関東地方整備局港湾空港部提供）=共同



沖ノ鳥島に建設中の港湾係留施設の完成イメージ(関東地方整備局港湾空港部提供)=共同

沖ノ鳥島は東京から約1700キロ離れた日本最南端の無人島。国土交通省は、周辺の排他的経済水域（EEZ）の資源探査を行う調査船が立ち寄れるように、海上に4つの栈橋をつなげた港湾係留施設を建設する工事を進めている。

出典：日本経済新聞 2014年3月30日

https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG3000V_Q4A330C1CC1000/